

市民活動・絆づくり推進事業費補助金

市民のみなさんとともに地域を支えあう「協働のまちづくり」の観点から、久留米市では市民公益活動団体や地域コミュニティ組織が行う活動を応援しています。

■ 募集期間

令和7年3月26日～令和7年10月10日まで（詳細は申請の手引きに記載）

■ 対象となる団体

- ・ 校区コミュニティ組織
- ・ 自治会
- ・ 各種住民団体（全市的に小学校区を基本に活動している団体）

提案書の締切日や対象経費など、制度の詳細は「申請の手引き」をご確認ください。



■ 対象となる活動

I より多くの市民の幸せや喜びにつながるよう、市民が主役となって地域の困りごと等を解決する活動

II（校区コミュニティ組織のみ）

校区コミュニティ組織の機能強化や地域活動への参加促進に資する活動

以下の4つの項目のいずれかに該当する事業

- ① 校区まちづくり計画の策定
- ② 女性や若い世代等の参画を促す担い手の育成
- ③ 自治会加入促進の取り組み
- ④ 校区活動の魅力や地域の特色などの情報の発信

■ 補助対象事業部門・要件

地域まちづくり活動活性化部門



〈事業に必要な要件〉

- ① 原則として市内で行われる事業であること。
- ② 市民自らが、新たな課題認識の下、その解決のために取り組む事業
- ③ 解決したい課題、目指す状態、手法、効果等について、市の担当部局と共有されていること。
※協働推進課が団体と市の担当部局をコーディネートします。
- ④ 年度を通じて取組が計画されている事業
- ⑤ 翌年度以降も継続することが予定されている事業

校区コミュニティ組織 特別枠

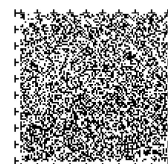
NPO団体等との連携促進枠



NPO団体等の特性（技術・ノウハウ・アイデア）を活かしながら連携して取り組む事業で、相乗効果が期待できるものが対象です。

連携対象となるNPO団体等（NPO法人、ボランティア団体、事業者など）の要件

- ・ 専門性を有していること
- ・ 地縁の組織（自治会、各種住民団体）でないこと
- ・ 校区外にも活動範囲が及んでいる団体



■ 補助金額

| 応募団体 | 補助金額（年度内） | 連携促進枠 |
|---------------|--|--------------|
| 校区コミュニティ組織 | 1万円～100万円 ※この範囲内であれば 同一年度に複数の提案可 | 左記上限額に20万円加算 |
| 自治会 各種住民団体 | 1万円～30万円 | - |

■ 補助対象経費

▶ 事業に直接必要な経費

■ 補助対象外経費

- ▶ 団体の維持管理、運営に関する経費
- ▶ 単価が著しく高額、娯楽性が非常に高いもの
- ▶ 食料費、広告料

■ 申請方法

- 〈申請書類〉 ①提案書一式、見積書（予算に印刷製本費、委託料、備品購入費がある場合）
②前年度の事業報告書一式

〈申請時期〉 申請の手引きをご確認下さい。

〈提出先〉 久留米市役所本庁舎7階 協働推進課窓口

- 〈留意事項〉
- ▶ 申請には事前相談が必要です。まずはお電話等でご相談ください。
 - ▶ 協働推進課だけではなく、市民活動サポートセンターみんくるでも提案書の書き方から事業の実施までご相談できます。
 - ▶ 予算額に達した場合は、募集期間中であっても受付を終了します。

■ 手続きの流れ

事前相談

提案書を作成し、協働推進課に提出して下さい。
その後、提案内容の確認、市の関係課との意見交換を行います。

提案書提出

事前相談での内容をふまえ、提案書を正式に提出します。

審査

市の担当部局による事業の評価を行います。

結果

評価の結果を踏まえ、市が採択事業を決定し団体に通知します。

事業開始

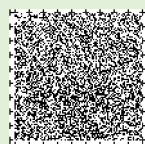
補助交付申請書を提出していただきます。決定次第、事業が開始できます。

報告

すべての事業が終わったら、市に実績報告を提出します。

補助金支払

報告内容を確認し、補助金を支払います。
※事前交付をご希望の場合はご相談ください。



問合せ 久留米市 協働推進部 協働推進課
TEL:0942-30-9064 FAX:0942-30-9706
〒830-8520 久留米市城南町15番地3（本庁舎7階）

くわしくは
市のHPで！

